

議案第77号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

磐田市長 草地博昭

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年静岡県指令市行第411号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第1（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し（一部負担金の減免申請及び給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付を含む。） 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に規定する事務に付随する事務 	<p>別表第1（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し（一部負担金の減免申請及び給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付を含む。） 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に規定する事務に付随する事務